

**金融危機に対応するための措置の
必要性の認定に関する報告**

平成 15年 5月

**預金保険法第 102 条第 6 項の規定に基づき、この報告
を国会に提出する。**

目 次

- 1 . はじめに 1
- 2 . 株式会社りそな銀行の状況 1
- 3 . 金融危機対応会議への諮問及び答申 1
- 4 . 預金保険法第 102 条第 1 項第 1 号に定める措置を講ずる必要がある旨
の認定及び申込みを行うことができる期限の設定 2

金融危機に対応するための措置の必要性の認定に関する報告

平成 15 年 5 月

1. はじめに

本報告は、株式会社りそな銀行に対する預金保険法(昭和46年法律第34号)第102条第1項第1号に定める措置の必要性の認定の内容について、同条第6項の規定に基づき、国会に提出するものである。

2. 株式会社りそな銀行の状況

株式会社りそな銀行は、平成15年5月17日に取締役会を開催し、平成15年3月期決算を承認したが、その自己資本比率が健全行の国内基準(銀行法第26条第2項に規定する区分等を定める命令(平成12年総理府・大蔵省令39号)第1条第1項及び第2項)である4%を下回る事となった。これについて、直ちに銀行法(昭和56年法律第59号)第24条第1項に基づく報告徴求を実施したところ、同行から、自己資本比率は単体で2.3%、連結で2.1%になるとの内容を含む報告がなされた。

3. 金融危機対応会議への諮問及び答申

同日、かかる状況を踏まえ、預金保険法第102条第1項に基づき、株式会社りそな銀行について同項第1号に定める措置を講ずる必要がある旨の認定を行うことについて、金融危機対応会議に諮問を行い、同会議は、審議を行った結

果、株式会社りそな銀行に対して、預金保険法第102条第1項第1号に定める措置を講ずる必要があると判断する旨を答申した。

4. 預金保険法第102条第1項第1号に定める措置を講ずる必要がある旨の認定及び申込みを行うことができる期限の設定

以上の金融危機対応会議の議を経て、同日、株式会社りそな銀行について、預金保険法第102条第1項第1号に定める措置を講ずる必要がある旨の認定を行うとともに、同条第4項に基づき、同行が同法第105条第1項の申込みを行うことができる期限を平成15年5月30日と定めた。

**金融危機に対応するための措置の
必要性の認定に関する報告
(資料編)**

資料編目次

- ・内閣総理大臣による諮問・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- ・平成 15 年 5 月 17 日付諮問に対する答申・・・・・・・・・・ 2
- ・内閣総理大臣の談話・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

内閣総理大臣による諮問

預金保険法（昭和 46 年法律第 34 号）第 102 条
第 1 項に基づき、株式会社りそな銀行について同項
第 1 号に定める措置を講ずる必要がある旨の認定
を行うことについて、審議を求める。

平成 15 年 5 月 17 日付諮問に対する答申

平成 15 年 5 月 17 日
金融危機対応会議議長
小泉 純一郎

本会議は、平成 15 年 5 月 17 日付で内閣総理大臣より「預金保険法（昭和 46 年法律第 34 号）第 102 条第 1 項に基づき、株式会社りそな銀行について同項第 1 号に定める措置を講ずる必要がある旨の認定を行うことについて、審議を求め」との諮問を受け、審議を行った結果、以下のとおり答申する。

株式会社りそな銀行については、平成 15 年 3 月期決算における同行の自己資本比率が健全行の国内基準である 4 % を下回る 2 % 程度に低下することとなった。現時点で、同行に関して預金の流出や市場性資金の調達困難といった事実は認められないが、このような事態を放置すれば、預金保険法第 102 条第 1 項に規定する「信用秩序の維持に極めて重大な支障が生ずるおそれがある」と認められる。

したがって、株式会社りそな銀行について預金保険法第 102 条第 1 項第 1 号に定める措置を講ずる必要があると判断する。

また、株式会社りそな銀行が預金保険法第 105 条第 1 項の申込みを行うことができる期限については平成 15 年 5 月 30 日とすることが適当と考える。なお、資本増強の具体的内容は、同行の申込みを踏まえて決定されるものであるが、本会議として、同行への資本増強の規模等については、預金者、取引先、市場の不安を払拭する観点から、10% を十分上回る自己資本比率の確保が必要との意見を申し添える。

本会議としては、株式会社りそな銀行において、預金保険法第 102 条第 1 項第 1 号措置による自己資本の充実と自らの徹底的な経営改革により、健全性の確保、収益力の向上が図られ、我が国の金融システムの安定が引き続き確保されることを期待する。

内閣総理大臣の談話

平成 15 年 5 月 17 日

- 1 本日、金融危機対応会議を開催し、同会議での議を経て、りそな銀行について預金保険法第 102 条第 1 項の第 1 号措置として資本増強の措置を講ずる必要がある旨の認定を行うとともに、同行が資本増強の申込みを行うことができる期限を平成 15 年 5 月 30 日と決めました。
- 2 同行については、平成 15 年 3 月期決算における自己資本比率が健全行の国内基準である 4 % を下回ることとなりましたが、現時点で、預金流出や市場性資金の調達困難といった問題はありません。今回の措置は、同法第 102 条第 1 項の第 2 号措置（破綻処理に伴う預金全額保護）や、第 3 号措置（特別危機管理）のような破綻金融機関に対する措置とは異なり、破綻状態にない金融機関に資本増強を行い、健全性の回復を図るものです。これにより、我が国及び同行が業務を行っている地域の信用秩序の維持に極めて重大な支障が生ずることを未然に防ぎます。
- 3 今回の認定後、同行からの申込みを待って、資本増強についての具体的な決定を行うこととなりますが、経営の安定を図り、預金者等の不安を招かぬよう 10 % を十分上回る自己資本比率を確保したいと考えております。
- 4 今回の資本増強及び徹底的な経営改革により、同行の健全性の確保、収益性の向上が図られるものと期待しております。当然のこととして、同行においては、引き続き通常の営業が行われ、預金等についても種類を問わず全く問題は生じませんので、預金者、取引先企業等の皆様におかれましては、ご安心いただきたいと思いますと考えております。
- 5 なお、現状においては、金融システム全体に影響が及ぶ状況にはありません。政府としては、今後とも、金融システムの安定を確保していくとともに、日本銀行とも緊密な連携をとりつつ、預金者の保護、信用秩序の維持に万全を期すこととしております。